

## 令和7年度第1回松本市環境審議会

日 時 令和7年4月25日（金）  
午後1時30分から  
会 場 議員協議会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諒 問

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について

5 議 事

(1) 協議事項

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会の設置と委員構成案について

(2) 報告事項

ア 松本市災害廃棄物処理計画（令和6年度改訂版）の策定について

イ 松本市森林長期ビジョンの策定について

ウ 気候市民会議まつもと「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」について

エ 市有施設への再生可能エネルギーの導入について

6 閉 会

(協議事項)

## 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会の設置と委員構成案について

## 1 趣旨

松本市環境基本条例第25条第2項に基づき、市長から諮問した「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担(家庭系ごみの有料化)」について、制度の仕組み等の検討を行うため、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会（以下「専門部会」という。）の設置と今後の進め方を協議いただくものです。

## 2 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の概要及び本市におけるごみ処理の現状

別紙1のとおり

## 3 専門部会の設置

## (1) 環境審議会の役割

環境審議会は、「市長からの諮問に応じ、環境の保全等に関する事項について調査及び審議することとなっています。そこで、専門的な見地から家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組み等に係る諮問に対する答申の作成をいただくものです。

## (2) 専門部会の設置

松本市環境基本条例第26条第6項に基づき、環境審議会内に専門部会を設置し、上述の内容を環境審議会で審議する前に詳細な検討を行っていただくものです。

## ア 委員構成

松本市環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員及び知識経験者等のうちから市長が委嘱する専門委員で構成します。

## イ 委員案（13名）

選出区分	氏 名	選出分野等
環境審議会 委員	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、 公害防止管理者等
	野村 茂	松本市町会連合会（副会長）
	高橋 教保	松本市環境衛生協議会連合会（副会長）
	佐々木 茂美	公募委員
	石井 恵里	学生委員
学識経験者	福島 和夫	信州大学名誉教授 理学博士
	山谷 修作	東洋大学名誉教授
消費者団体	未定	松本市女性団体連絡協議会
公募	未定（2名）	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関心 のある市民
ごみ収集業者	上條 泰	松本市清掃業務（ごみ）研究会会長（許可部会長）
	柳沢 隆一	松本市清掃業務（ごみ）研究会副会長（委託部会長）

#### ウ 公募委員の募集

市民から幅広く意見を聴取するため、環境審議会の公募委員とは別に、新たに公募委員を募集します。募集は、本会議終了後に開始します。

#### エ 開催予定

令和7年度に5回、令和8年度に5回の計10回の開催を予定しています。

なお、第1回専門部会は、令和7年7月に開催予定です。

#### オ 協議事項（案）

##### (ア) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組みと導入効果

a 費用負担の対象とする分別品目

b 料金体系・水準と徴収方法

c ごみ排出量の削減効果等の導入効果

##### (イ) 市民との合意形成及び市民への周知啓発に係る手法

a 市民が負担したごみ処理費用の使途

b 負担軽減措置が必要な対象世帯の考え方

c 市民への制度の周知啓発に係る効果的な手法

##### (ウ) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策

##### (エ) その他、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関する提案

### 4 今後の進め方

- (1) 環境審議会及び専門部会では、令和7～8年度の2か年程度をかけて検討を行い、令和9年度当初を目途に市長へ答申をいただく予定です。
- (2) 環境審議会や専門部会での検討状況について、適宜、市議会等に報告します。
- (3) 答申後に、市民から制度内容等に対してご意見いただくため、パブリックコメントを実施します。
- (4) 条例改正を経て、令和10年度の制度開始を目指します。

## 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の概要及び本市におけるごみ処理の現状

### 1 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）

#### (1) 概要

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）は、市町村がごみの処理に係る手数料を住民から徴収することにより、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などにつなげ、循環型社会に向けて転換していくための施策の一つです。

ごみの排出量に応じた費用負担とすることで、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。

#### (2) 国における家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の考え方

##### ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関連性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」と記載されており、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理において排出量に応じた費用負担を推進すべきであることが明確化されています。

そのような中で、環境省から市町村が家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の導入又は見直しを実施する際に参考となる手引きとして、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」が作成・公表されています。（令和4年3月版が最新）

##### イ 循環型社会形成推進交付金との関連性

本市を含む2市2村で構成する松塩地区広域施設組合が計画している新ごみ処理施設（焼却施設）の建設時に活用する循環型社会形成推進交付金の交付要件で、「廃棄物処理の有料化等について検討すること」が明確化されています。

#### (3) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入自治体

##### ア 全国での導入状況（令和4年度実績、環境省調査結果）

1,741自治体のうち、1,162自治体で導入（約67パーセント）

##### イ 県内の導入状況（令和6年12月現在、長野県調査結果）

県内77自治体のうち、62自治体で導入（約81パーセント）

県内19市のうち、15市で導入（未実施：松本市、佐久市、茅野市、飯山市）

#### (4) ごみ処理手数料の徴収方法（主なもの）

##### ア 指定ごみ袋にごみ処理費用を上乗せ

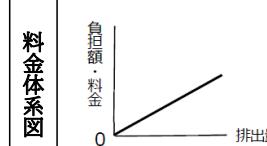
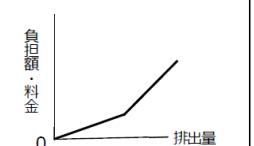
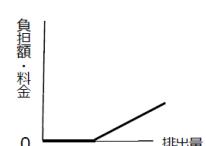
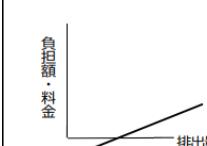
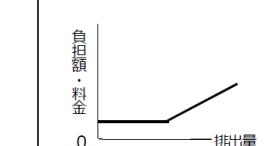
ごみを排出する際に指定ごみ袋の使用を義務付け、小売店等での指定ごみ袋の販売時に、販売価格へごみ処理費用を上乗せして徴収する方法。

##### イ ごみ処理費用分のステッカーを購入し、排出するごみに貼付け

排出したいごみの量や品目に応じたステッカーを小売店等で購入し、排出するごみに貼り付ける方法。ステッカー販売店から、販売数に応じてごみ処理費用を徴収。

## (5) 費用負担方式

各市町村における普及動向では、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」が採用される場合が多く（家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入している自治体の約9割）なっており、必要に応じて手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量排出者に対する負担の割り増し等の工夫をすることが考えられます。

料金体系	①排出量単純比例型	②排出量多段階比例型	③一定量無料型	④負担補助組合せ型	⑤定額制従量制併用型
料金体系の仕組み	 <p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。</p>	 <p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。</p>	 <p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。 (例：ごみの排出に必要となるごみ袋等について一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋等を購入する。)</p>	 <p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。 (例：ごみの排出に必要となるごみ袋等について一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋等を購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋等について、市町村が排出者から買い取る。)</p>	 <p>一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。</p>

一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課、令和4年3月から抜粋、一部改変）

## 2 本市におけるごみ処理の現状

### (1) 市民等（排出者）が負担するごみ処理費用

本市の家庭系ごみの収集は5分別25区分で行っており、本市のごみ処理におけるごみ排出者の費用負担は、家庭系ごみが無料（一部、粗大ごみのみ有料）、事業系ごみが有料となっています。今回、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を検討するのは、下表の太枠の区分となります。

区分	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	直営	委託	許可	直接持込
可燃ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
破碎ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
埋立ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
資源物	無料	無料	有料	有料
粗大ごみ	有料	—	有料	有料

※集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして許可業者によって収集されており、指定ごみ袋が使用されていない状況があるため、指定ごみ袋を使用した収集体制に変更する予定で検討を進めています。

## (2) 指定ごみ袋制度

平成7年12月から、ごみの分別を促進するため、特定の分別区分に対して指定ごみ袋制度を導入しています。小売店等での指定ごみ袋の販売価格には、ごみ処理費用の上乗せではなく、袋代のみです。

	可燃ごみ		落ち葉・剪定枝用		破碎・埋立ごみ		プラスチック資源		
	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L	15 L
容量	30 L	15 L	70 L	45 L	30 L	15 L	45 L	30 L	15 L
材質	高密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		低密度ポリエチレン		高密度ポリエチレン		
厚さ	0.025 mm 以上	0.02 mm 以上	0.045 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.035 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上	0.02 mm 以上
デザイン									
印刷文字色	赤色		緑色		青色		黄色		

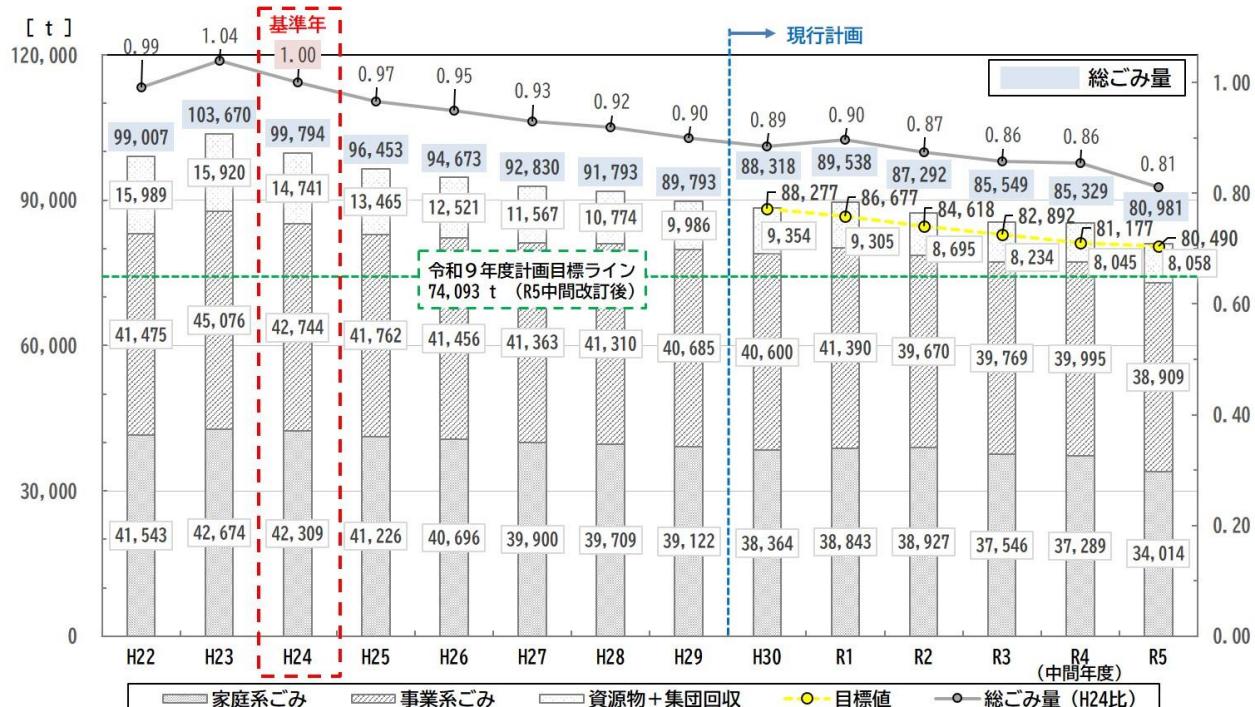
## (3) ごみの排出量等

### ア ごみの排出量の推移

本市のごみ排出量は平成24年以降減少し、平成30年度からは一時横ばい傾向でしたが、令和5年度は対前年比で減少しています。

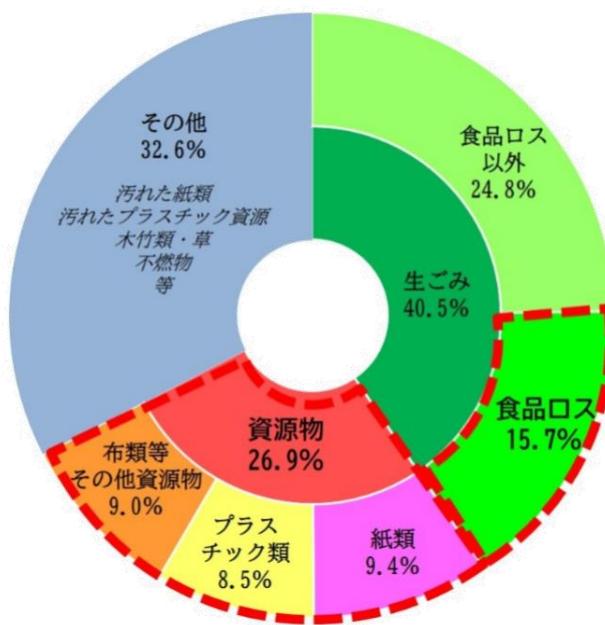
しかし、現状のままごみ量が推移した場合、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版令和5年度改訂版）の最終年度である令和9年度の目標値を達成することができない可能性が極めて高い状況です。

また、新規建設予定の一般廃棄物処分場の埋立容量には限りがあるため、できる限り長く使用するためにも、更なるごみの減量が必要です。



## イ 令和5年度家庭系可燃ごみの組成・食品ロス調査結果

家庭系可燃ごみの中には、「食品ロスなど、ごみとするにはもったいないもの」が約16パーセント、「紙類、プラスチック製品などの再資源化可能なものの」が約27パーセント含まれています。



## 3 松本市一般廃棄物処理計画における位置づけ

### (1) 松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版令和5年度改訂版）

国では、一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、廃棄物処理法基本方針の「地方公共団体の役割」において、ごみの有料化の推進を明確化しています。また、市町村がごみの有料化を導入する際に参考となるよう、令和4年（2022年）3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂しています。

本市では、前一般廃棄物処理計画に基づき、平成21年度（2009年度）に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。

その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

平成23年度（2011年度）以降、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化しており、本計画期間内に再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢等を考慮して、家庭系ごみの有料化について検討することとしていましたが、昨今の物価高騰の状況に鑑み、現段階では有料化による市民生活への更なる負担増は避け、資源化を優先すべきと考えています。なお、ごみの有料化については、集合住宅等の施策の手法を検討しつつ、ごみの削減状況や今後の社会情勢を鑑み、必要があれば適当な時期に判断することとします。

## (2) 令和7年度松本市一般廃棄物処理実施計画

これまで、小紙片等紙類の再資源化や分別徹底のPR及び生ごみの再資源化（生ごみ減量機器等への補助）など、ごみステーションにごみを排出した場合の処理費用を排出者が直接負担する施策ではなく、ごみ減量化施策の推進を重点的に実施してきた。

しかし、未だに可燃ごみの中にはプラスチック製品などの再資源化可能なものや食品ロスなどのごみとするにはもったいないものが多く含まれていることから、排出者が自主的かつ積極的にごみの減量や分別を行い、現状の排出状況を改善するためには、ごみの排出量に応じて公平に処理費用を負担する必要があるとともに、今まで以上に地球温暖化対策や最終処分場延命化の重要性が高まっている社会情勢に鑑み、「ごみの排出量に応じた費用を負担する施策（家庭系ごみの有料化）」を開始することを目指し、市民等の意見を聴取しながら最善の手法を検討する。

## (3) 本市における家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討経過

H20. 4 環境審議会から、一般廃棄物処理計画策定に係る諮問に対し、「市民の合意形成を図りながら、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（ごみ有料化）の検討組織の立ち上げる等の具体的な検討に着手してください。」との答申を受領

2 1 松本市ごみ有料化検討委員会を設置し、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度について検討（11月から3月まで計5回開催）

「有料化単独ではごみ減量の決定的な施策とはならないが、分別及び減量に向けた市民及び行政の努力を誘発するひとつの契機になる。」との報告書を受領

2 3. 2 上述の報告書を受けて、府内で家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の実施について検討

市長が、市議会2月定例会で、「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施する」旨を発言

2 9. 9 環境審議会から、一般廃棄物処理計画策定に諮問に対し、「市民のごみ削減意識のさらなる高揚を図りながら、ごみ減量の有効な手段と考えられるごみ有料化について、実施を検討してください。」との答申を受領

R 6. 12 市議会12月定例会において、有料化に関する一般質問に対し、「今後、地球温暖化対策や最終処分場の延命化に対する取組みは重要性を増すことから、改めて家庭系ごみの有料化が有効な施策であるとの考えに至った。集合住宅の分別及び指定ごみ袋義務化や指定ごみ袋の素材変更も含めて、令和10年4月の開始を目指し、皆様と議論を重ね、最善な手法を検討する。」と市長が答弁